

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ユウキ設備
 住所 大阪府八尾市弓削町南2-29-20
 代表者氏名 代表取締役 有吉輝晃
 電話番号 072-946-6565
 FAX番号 072-946-6564
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 ユウキ設備**
住 所 〒581-0034 大阪府八尾市弓削町南2-29-20
代表者氏名 **代表取締役 有 吉 輝 晃**

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
アリ ヨシ ラル アキ 代表取締役 有 吉 輝 晃	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ヌウキ設備
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒581-0034 大阪府八尾市弓削町南2-29-20 電話番号 F AX番号 TEL072-946-6565 FAX072-946-6564 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
有吉 輝 晃	第 238 125 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切のみ	固定式鋸弦	4	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm用)	2	
	塩ビカッター	VC 40	2	
		VC 20	4	
管の加工用の 機械器具	ディスクグラインダー		4	
	やすり	平文	3	
管の接合用の 機械器具	ねじ切り器	N-100A	2	
	トーチランプ	ガス式	3	
	パイプレンチ スパナ	13mm~100mm	2 4	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 **ユウキ設備**

住 所

〒581-0034 大阪府八尾市弓削町南2-29-20

代表者氏名

代表取締役 **有 吉 輝 晃**

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府八尾市弓削町南二丁目29番地の20
株式会社ユウキ設備

会社法人等番号	1220-01-025879
商号	株式会社ユウキ設備
本店	大阪府八尾市弓削町南二丁目29番地の20
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成24年8月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設工事業 2 土木工事業 3 建築工事の請負ならびに設計・監理 4 解体工事業 5 大工工事業 6 舗装・しゅんせつ工事業 7 産業廃棄物収集運搬業 8 内装工事業 9 飲食店の経営及びコンサルティング業 10 各種イベントの企画・運営・提供 11 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 12 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	500株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。
役員に関する事項	<p>取締役 有吉輝晃</p> <hr/> <p>大阪府八尾市弓削町南二丁目29番地の20 代表取締役 有吉輝晃</p>
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">平成24年 8月 1日登記</p>

大阪府八尾市弓削町南二丁目29番地の20
株式会社ユウキ設備



COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 6年 3月 1日

大阪法務局東大阪支局
登記官

岡 本 基 治





株式会社 ユウキ設備 定款

原本と相違ありません



令和6年3月4日

株式会社 ユウキ設備

代表取締役 有吉輝晃



会社保存原本

平成 24 年 7 月 31 日 作成

平成 24 年 7 月 31 日 公証人認証

平成 24 年 8 月 1 日 会社成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ユウキ設備と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 水道施設工事業
- 2 土木工事業
- 3 建築工事の請負ならびに設計・監理
- 4 解体工事業
- 5 大工工事業
- 6 舗装・しゅんせつ工事業
- 7 産業廃棄物収集運搬業
- 8 内装工事業
- 9 飲食店の経営及びコンサルティング業
- 10 各種イベントの企画・運営・提供
- 11 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 12 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府八尾市弓削町南2丁目29番地の20に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、500株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

② 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、取締役の決定によって定める。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

- ② 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役及び社長)

第21条 当社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とし、当社を代表し、会社の業務を統括する。

(報酬等)

第22条 会社法第361条第1項に定める取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

② 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は金300万円とする。

(成立後の資本金の額)

第26条 当社の成立後の資本金の額は金300万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成24年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当社の設立に際しての役員は、次のとおりとする。

設立時取締役	有吉 輝晃
設立時代表取締役	有吉 輝晃

(発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数等)

第29条 発起人の氏名又は名称及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

大阪府八尾市弓削町南2丁目29番地の20
普通株式 60株 300万円
1株につき金50,000円
金300万円 有吉 輝晃

第30条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上株式会社 ユウキ設備を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成24年 7月 31日

発起人 有吉 輝晃



平成24年登簿第 67 号

定款 認証 証書

前記 株式会社ユウキ設備 の設立について、本定款の
 発起人 有吉輝晃 の代理人 日浦孝之 は、被代理人
 が本定款における自己の記名押印を自認する旨を、本職
 の面前で陳述した。 _____
 よってこれを認証する。 _____

平成24年7月31日 日本職役場において _____

大阪府東大阪市永和1丁目11番10号

大阪法務局所属

公 証 人

林



第二三八一二五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

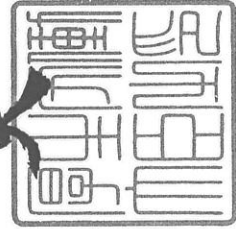
氏名 有吉輝晃

昭和五十二年四月十五日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十九年二月二十九日

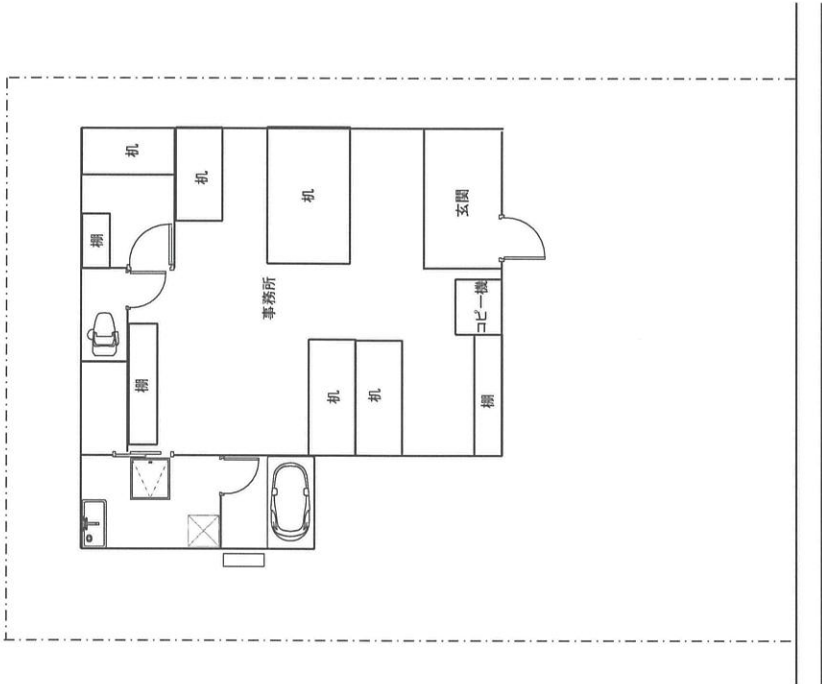
厚生労働大臣 柳澤伯夫





禁無断複写・複製





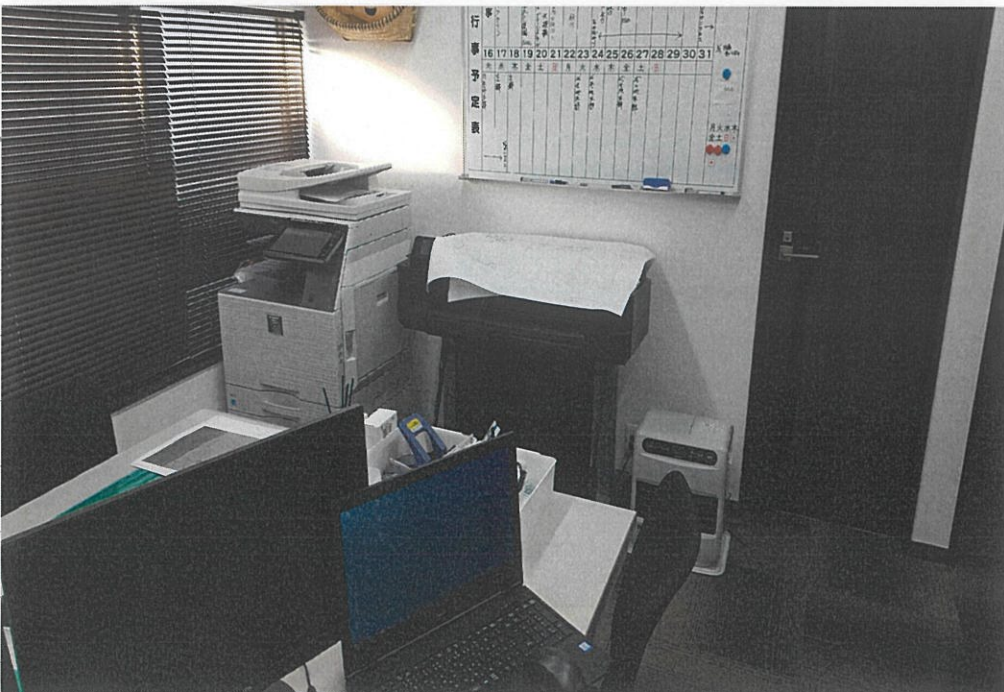
No.4



No.5



No.6

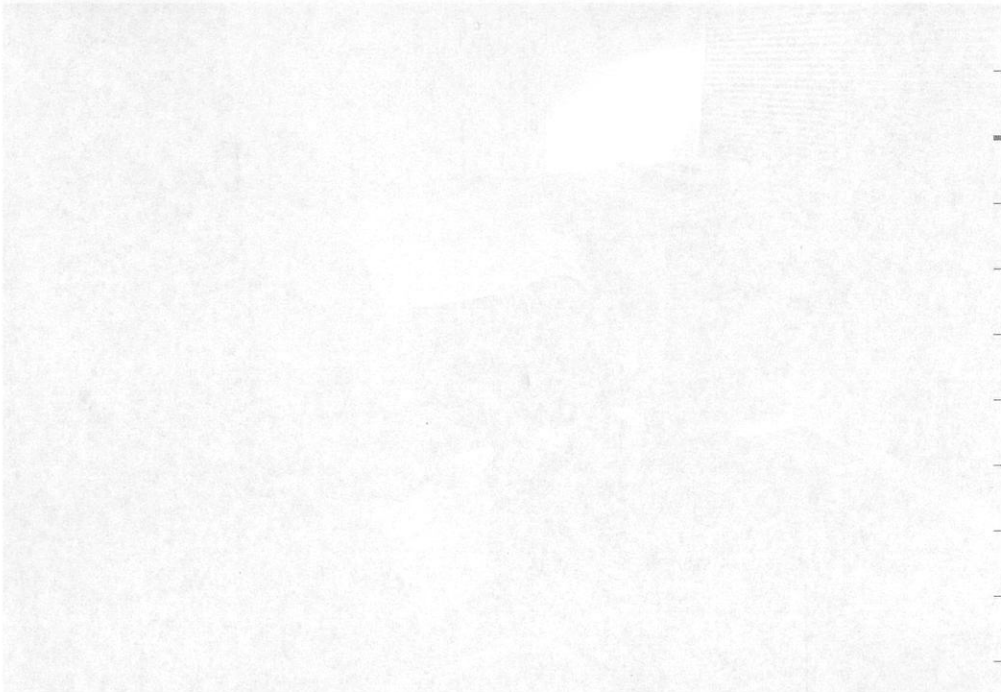




No.1



No.2



No.3

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{カブシカイシャ} 株式会社 ^{ユウキセツビ} 設備

住所 大阪府八尾市予前町南2-29-20

代表者氏名 ^{ダイリョウトリニリヤク} 代表取締役 ^{アリヨシテル} 有吉 輝晃

電話番号

FAX番号 072-946-6565 072-946-6564

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 ヌウキ設備
住 所 〒581-0034 大阪府八尾市弓削町南2-29-20
代表者氏名 代表取締役 有吉 輝 晃

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
をします。 解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ヌウキ設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
有吉 輝 晃	第 238125号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二三八二二五号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 有吉輝晃

昭和五十二年四月十五日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十九年二月二十九日

厚生労働大臣 柳澤伯夫

